



# 熊本県公報

号外 第 4 8 号

平成 26 年 10 月 14 日 (火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 収納の事務の委託を受けた者に納めることができる個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金のうち知事が別に定めるもの…………… (税務課) 1

### 告 示

#### 熊本県告示第 9 8 3 号の 2

熊本県税条例（昭和 2 9 年熊本県条例第 2 8 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金のうち、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条の 2 第 1 項の規定により収納の事務の委託を受けた者（以下「収納事務受託者」という。）に納めることができるものを次のとおり定め、平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日から適用する。

平成 1 8 年 3 月 3 1 日熊本県告示第 3 7 4 号の 2（収納の事務の委託を受けた者に納めることができる自動車税に係る徴収金のうち知事が別に定めるもの）は、廃止する。

平成 2 6 年 1 0 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

個人の事業税、不動産取得税及び自動車税に係る徴収金のうち、収納事務受託者に納めることができるものは、普通徴収に係るものであって、かつ、納付書又は納税通知書 1 枚当たりの納付すべき金額が 3 0 万円を超えないものとする。ただし、納付書又は納税通知書の領収済通知書欄のバーコードが抹消されているものを除く。